

障害福祉サービス・障害者支援施設 指定内容の変更に係る提出書類一覧

添付ファイルの附番		01	02	03										04		05					備考
変更内容 提出書類		変更届出書（様式第2号）	（各障害福祉サービス事業所の指定に係る記載事項） （各付表）福祉サービス事業所の指定に係る記載事項（参考様式1）	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式2）	従業者免許・資格等一覧表（参考様式2）	管理者経歴書（参考様式3）	サービス管理責任者経歴書（参考様式3）	事業所の平面図（参考様式4）	※設備・備品等一覧表（参考様式5） ※就労定着支援・自立生活援助を除く	※設置設備及び面積等一覧表（参考様式6） ※短期入所・共同生活援助・障害者支援施設に限る	利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要（参考様式7）	協力医療機関との契約の内容（参考様式8）	主たる対象者を特定する場合における理由等（参考様式10）	障害者総合支援法第36条の第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書（参考様式11）	実務経験証明書（参考様式3別紙）	組織体制図（任意様式）	平面図	運営規程	登記事項証明書（紙媒体で提出する際には写し可）	建築基準法及び消防法等に関する誓約書	
1	事業所（施設）の名称	○	○								○					○		○			
2	事業所（施設）の所在地（設置の場所）	○	○					○	○	○								○		【事前に要相談】 所在地が土砂災害警戒区域外であることをご確認ください。	
3	申請者（設置者）の名称	○																○	○		
4	主たる事務所（法人）の所在地	○																	○		
5	代表者の氏名、生年月日、住所又は職名	○												○					○		
6	登記事項証明書等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	○																	○		
7	事業所（施設）の平面図又は設備の概要	○						○	○	○							○			【事前に要相談】 建築基準法及び消防法等に関する誓約書が必要になる場合があります。また必要に応じて、所在地が土砂災害警戒区域外であることをご確認ください。	
8	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日、住所又は経歴	○	○	○	○	○					△			○			○	△			
9	事業所のサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所又は経歴	○	○	○	○		○				△				△*1	△*1	○	△		*1サビ管の資格確認には、 サービス管理責任者研修修了証、相談支援従事者初任者研修修了証、業務経歴証明書 が必要です。	
10	事業所の従業者の員数や勤務体制	○	○	○	○										△*2	△*2	○	△		*2各職種の要件を満たす証明書類（資格証の写し、実務経歴証明書など）が必要な場合があります。	
11	主たる対象者	○	○										△					○		主たる対象者を特定する場合は、参考様式10が必要です。	
12	営業日及び営業時間	○	○															○			
13	通常の事業の実施地域	○	○															○			
14	提供する障害福祉サービスの種類	○	○															○			
15	事業所の定員	○	○	○				○									△	○	○	【事前に要相談】 変更内容を相談してください。 生活介護・就労継続支援A型・就労継続支援B型 の定員増加については、事前に変更申請が必要です。	
16	その他の運営規程に係る事項	○	○								△								○		
17	協力医療機関の名称若しくは診療科名又は当該協力医療機関との契約の内容	○	○									○									
18	共同生活住居の追加	○	○	○	○	△	△	○							△	△	○	○	○	【事前に要相談】 事前に当該に相談の上、変更の前々月の末までに書類を提出してください。	
19	基本報酬・加算に係る事項																			「添付書類一覧表」により必要書類を確認してください。	
20	その他の事項の変更	○																		必要書類が不明な場合は、障害自立支援課にお問い合わせください。	

※ 「○」は必須。「△」は、変更内容により必要な場合に提出要。

○ 指定内容に変更があったときは、10日以内に変更届出書と必要な書類を提出してください。

○ 基本報酬や加算に変更があるときは、「変更届出書」ではなく、「**介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書**」等を一式提出してください。

加算は、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始することができます。また、算定されなくなる状況が生じた場合は、その事実発生日から算定できなくなりますので、速やかに届出を行ってください。

事業所の勤務体制等の変更に伴い加算も変更となる場合は、「変更届出書」と「体制等に関する届出書」をそれぞれ提出してください。

○ 事業所を廃止又は休止する場合は、廃止又は休止の2ヶ月前までにご相談ください。